

事業計画書

平成30年度 指定就労移行支援事業所 のぞみ共同作業所・マイフレンド

1. 事業運営基本方針

- (1)利用者が事業所の利用を通じて自信を深め、希望する職業に就き、働き続けられるよう支援する。
- (2)地域住民と積極的に交流し、地域にとって必要な就労移行支援事業所を目指す。

2. 今年度事業目標

- (1)生産活動やプログラム等、事業所の支援を通して、利用者が自分自身を理解し、長所を活かして働き続けることができるよう支援する。
- (2)利用者が、自身の生活状況を振り返り、就業生活の基礎となる生活リズムの安定を始めとした健康管理の力を高められるよう支援する。
- (3)地域の中での事業所の役割を意識し、関係機関や地域住民からのニーズを広く取り入れるとともに、事業所や法人全体の活動について積極的に発信する。
- (4)利用者が雇用先企業に受け入れられるよう企業への支援を行う。

3. 事業内容

- (1)就労移行支援事業を地域に定着させるために

相談支援事業所、地域のクリニック、法人内の他事業所等、関係機関を定期的に訪問し、就労移行支援事業についての紹介を続けるとともに、他機関のスタッフ、利用者と積極的に交流しながら地域からのニーズを把握するよう努める。また、事業説明会、就職者を祝う会を開催し、広く地域の方々に事業を知っていただく機会とする。今すぐではなくても、それぞれの方が必要なときにのぞみ共同作業所の就労移行支援事業を思い出してもらえよう、継続して事業の取り組みを発信していく。

- (2)就労に向けての支援

利用者の将来の希望を把握し、その実現のための具体的な目標を利用者とともに考える。事業所の利用を経て就労生活を続けている方々の話を聞く機会や、地域の企業を見学する機会を積極的に設け、利用者が就労後のイメージを具体的に持てるようにする。訓練によって身につけられた知識やコミュニケーション能力を職場に近い環境で実践する場として、職場実習の機会を提供するよう努める。就労支援員、生活支援員、職業指導員の役割をお互いに確認し合う機会を作り、効果的に連携して利用者を支援する。

○生活支援

必要に応じて医療機関や家族等と連携し、利用者の現在の生活について把握する。その上で、将来、働き続けるために今どのような日常生活を送ればよいか、生活ノート等を活用しながら利用者とともに考える。利用者が、生活面における課題や悩みについて医療機

関や生活支援サービスに相談できるよう支援する。利用者が本来持っている力を発揮するために、日常生活や生産活動などを通して体調の変化や疲労の度合い、不調のサインを把握して、対処や予防の方法を知り、自ら実践できるよう支援する。

○職業生活やコミュニケーション

ビジネスマナー講座や SST などの講座を提供し、利用者が職業生活を続ける上で必要な知識や技術を習得できるよう支援する。また自分の特性を理解し、成功体験を積み重ねられる実践の場として生産活動や職場実習を提供する。生産活動については、さまざまな方法で提供することで、利用者の新たな一面を知るアセスメントの機会としても活用する。

○求職活動への支援

職歴や訓練成果を振り返り、利用者が将来希望する生活や就きたい職業を具体的に描けるよう働きかける。自分に適した職業を選び、就労意欲を企業に伝え採用に結びつけられるよう支援する。事業の利用を通して、自分の特長や得意分野、健康管理に必要な情報、企業に求める配慮など働く上で必要な事項を見出し、企業に伝えられるよう支援する。

(3)就職後の支援

企業に対し、利用者の適性や特性を伝えたり、また企業内で利用者への支援を行うなどして、利用者の雇用がスムーズに進められるよう支援する。利用者には、社会の中で働く喜びを実感できるよう支援を提供する。利用者から働く上での希望や不安について相談を受けた際には、企業との調整を行い、長く安定して働けるよう支援する。

(4)職員の資質向上

多様な障がいに対応して適切な支援を提供できるよう、また福祉従事者として求められる資質を備え高められるよう、法人内外の研修に参加する。得られた知識や情報は職員間で共有し、支援に反映していく。

4. 営業日、日課、年間予定

(1)営業日(営業時間)、休日、サービス提供時間

営業日：月曜日から金曜日及び毎月第 2・4 土曜日の午前 9 時～午後 6 時までとする。

休日：日曜日と第 1・3・5 土曜日。その他、5 月 3 日～5 日、8 月 13 日～15 日、12 月 29 日～1 月 3 日。

サービス提供時間：営業日の午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分

(2)日課

9:00 朝礼・清掃 9:30 訓練①開始 12:00 昼休み 13:00 訓練②開始

14:30 訓練③開始 16:00 振り返り 16:30 終業

(3)年間予定

連絡会(月 1 回)、企業見学(年 2 回以上)、防災訓練(年 2 回)、障害者施設歯科健診(年 1 回)、就職者を祝う会(年 1 回)、就労移行事業説明会

事業計画書

平成30年度 指定自立訓練(生活訓練)事業所 のぞみ工作所

1. 事業運営における基本姿勢

- (1)生活訓練とは、利用者が自らの力をアセスメントし、そこから将来の理想の生活を見つけるための、時間と社会を提供する事業であることを意識して運営する。
- (2)プログラムを定型化せず、利用者それぞれに合わせた多様な生活訓練を実践するとともに、その価値を積極的に発信することで、地域における生活訓練への二ードを引き出す。
- (3) 事業所が持つ相談機能の向上を図り、地域における福祉の相談窓口としての役割を果たす。
- (4)事業所が一住民としての役割を担うことで、利用者が自然に地域に溶け込めるような事業運営を展開する。
- (5)のぞみ福祉会だけでなく吹田市において、のぞみ工作所の生活訓練事業が担う役割とは何かを常に考え、期待される役割に応じて、事業の内容を問い直す姿勢を忘れない。

2. 利用者への支援における基本姿勢

- (1)利用者が事業所の中で経験するすべての事柄が、現在の生活に役立ち、将来においても支えになるように、吟味された意味と根拠をもってプログラムを展開する。
- (2)利用者から学ぶ姿勢を持ち、利用者の思いに共感する姿勢を忘れず、利用者と同じ目線に立って、それぞれが望んでいる将来を見つめ、その実現に向けた支援を提供する。
- (3)利用年限が定められた中で、利用者に対してできる限り多くの体験ができるような環境と時間を提供し、そこでの気づきを自信と希望に変えていく過程に寄り添う。

3. 具体的達成目標

- (1)地域における生活訓練の二ードを広げる
 - ①利用者それぞれの「将来」のために「今」必要な生活訓練を提供する
これまで実施してきたプログラムや支援内容の意味を常に問い直し、利用者の将来にとって、今、必要な事業の利用方法を利用者と共に模索し、実践する。
 - ②①で高めた生活訓練の価値を発信する
医療機関、相談支援事業所を対象にした出張説明会や、誰もが気軽に事業所を体験できるオープンプログラムを実施する。また、関係機関との連携を疎かにせず、利用者のリカバリーを共に支える中で、のぞみ工作所の実践についての理解を高める。
- (2)利用者一人ひとりがリカバリーを感じられる社会を提供する
利用者が事業所の中で、自らの力を活かした役割を得て、社会の中で自己肯定感と自己有用感を得られるように支援する。それを通して、人と人が支え合うという社会の仕組みを実感し、そこに参加して暮らすことに魅力を感じられるように支援する。

(3)体験ができる機会と、体験を経験に変えられる環境を提供する

①当たり前に戻される生活体験からの気づきに寄り添う

プログラムにおいて調理や買い物などの家事や、銀行や電車など公共機関の利用のような日常的な生活場面を再現し、生活技術の向上を図る。また、利用者と共に暮らす姿勢を持ち、人と関わって生きる中で、自然に繰り返されるさまざまな成功やつまづきを共有する。それら一つひとつと一緒に振り返ることで、利用者が自らの可能性を知る機会にする。

②事業を利用したからこそ出会える体験からの気づきに寄り添う

市外のさまざまな場所を訪れる外出プログラムや多彩な文化活動、軽スポーツプログラムを利用して、利用者がこれまでの生活では得られなかった、さまざまな生活の楽しみに出会える機会を提供する。また、それらを単に機会提供で終わらせず、そこで得た気持ちを振り返り、他者に対して表現し、分かち合える場面を設定する。

(4)家族のリハビリを応援する

事業を利用する中で本来の力と希望を取り戻す利用者を通して、家族自身もリハビリしていくことを目指す。そのために、利用者がどのような生活訓練に取り組み、どういった体験を通して、何を得ているのかを家族に適切に発信する。

(5)地域にとけ込み、活かされ、地域の力を支援に活かす

①地域に存在を知ってもらうのではなく、役割を知ってもらうことを目指す

数年間、意識して地域の様々な活動に積極的に参加し、地域の一員として事業所の存在を認められ、役割も得るようになった。今後は、事業所の活動へ地域の方々に参加していただくことで、福祉機関としての事業所の役割も地域に知っていただけるようにする。

②地域の持つ力を開発し、支援に活かす

事業所という社会を利用者と職員だけで完結させないためにも、自治会や地区福祉委員会、ボランティアによるマンパワーを活かしたプログラムを展開する。また、事業所周辺の公民館や体育館、文化施設の活動を事業所のプログラムに利用することで、利用者がそれらを生活に取り込み、地域生活を充実させることを支援する。

4. 営業日、日課、年間予定ほか

営業日、時間、休日	原則 月曜日～金曜日の9時00分～17時00分 原則 土、日、祝日、8月13日～16日、12月29日～1月4日
サービス提供時間 日課	9:30 ～ 生活技術・作業プログラム 12:00 ～ 昼食会・休憩 13:00 ～ 勉強会 14:00 ～ 文化活動・学習・軽スポーツ 15:00 ～ 個別支援プログラム
年間予定	外出プログラム(毎月1回)、連絡会(毎月1回)、実習生受け入れ(年1回)、障がい者施設歯科健診(10月)、防災訓練(年3回)、第三者委員との懇談会(年1回)、地域行事への参加(随時)

事業計画書

平成30年度 指定生活介護事業所 ブルーリボン・きらめき

1. 事業運営基本計画

(1)ブルーリボン・きらめきが利用者にとって、安心して居続けることができ、利用者同士が尊重し合え、それぞれの生き方が選べる場であるような「居場所」を提供する。

(2)利用者が社会の中での存在意義を感じ、自己肯定感を高めリカバリーしていける場や機会を、事業所内だけではなく地域の中にも作っていくために、地域交流をより活性化させていく。

(3)障がい者権利条約の合理的配慮の観点から、利用者が抱える生活のしづらさを、利用者本人や家族の努力だけでなく、地域社会や行政を巻き込んだ体制で支える仕組みを構築し、地域社会において利用者が持つ本来の力が発揮できるような支援を目指す。

2. 生活介護事業としての支援目標

(1)事業所内の日々の活動の中で、利用者同士が共同で行う取り組みを増やすことで、利用者間の相互関係が今以上に深まるような仕組みづくりを行う。その活動を通して、利用者一人ひとりがお互いの多様性を間近に感じ、さまざまな影響を受けながらリカバリーし続けられるよう支援を行う。

(2)諦め、羨望などのネガティブな言葉も正直に語るができ、周りからもその思いが、ごく自然で当たり前なものとして、否定されることなく認め合える雰囲気や空間を引き続き提供していけるような支援を行う。

(3)ブルーリボン、きらめきとつながりのある地区福祉委員や地域のボランティアとの結びつきをさらに深める。その結びつきの中で、利用者が地域の中で仕事をしたり、創作活動を発表したり、自身の生きざまを語ることでできる場を地域の人たちと共に作ることで、利用者のリカバリーの輪を広げていく。

3. 各事業所それぞれの支援

(1)ブルーリボンで行う支援

○地域交流を活用した支援

ボランティアやインフォーマルな社会資源との関わりを通し、すべてのブルーリボンの活動を市民も巻き込んだ活動にし、人とのつながりを実感できることで利用者の地域生活の向上へとつなげていく。またそのつながりを活用し、福祉委員会との交流会や啓発活動、地区防災委員との共同の防災訓練、市民団体との共同プログラムなどの企画を開催し、利用者が地域内で活躍できる場面を増やししながら、地域の理解促進につなげていく。

○利用者がさまざまな経験を増やしていけるような支援

利用者のニーズに寄り添いながら、現在の生産活動や創作活動の意義や役割を利用者と

共に検証し、新たな活動体制を構築する。その活動体制の中で、利用者がこれまで経験できなかったことを経験できたと実感することで自己肯定感を生み出し、生きる意欲や活動意欲につながるように支援する。

○話すことを通した支援

面談だけでなく休憩時間の雑談などでの話し合いも大切にしていく。さらに、利用者が自分の思いを表現できる場、そしてブルーリボンの活動は利用者が作るという雰囲気事業所内で作るため、ブルーリボン利用者ミーティングの役割を強化していく。

(2)きらめきで行う支援

○サロンにおける支援

サロンが利用者にとっての居場所となり、利用者同士で交流したり、ゆっくりと過ごしたりなど、それぞれが自分のペースを大切にしてお過ごしすることで、心身共に回復していけるような支援を行う。そしてサロンを通して利用者自身が見つけたストレンクスや希望が認められ、その希望が活性化していけるような環境を作っていく。

○利用者の中から生まれたニーズに合わせた支援

サロンで過ごす利用者の思いやペースを大切に、それぞれの個性やありのままの自分を認めていくことができる居場所を引き続き維持する。一方で利用者から沸き上がったニーズや希望に沿って、心からやりたいと思える活動を新たに展開していく。また、それらの活動を地域住民とも、共に行える仕組みを作っていく。

4. 職員の資質向上を目指して

上記の支援を行っていくにあたり、職員の資質向上を目指す。そのために当事者や福祉関係者の声を聞く講演会、権利擁護に関する研修、利用者等との関わり方に関する研修に積極的に参加し、研修内容を全職員で共有するための伝達研修を実施する。

5. 営業日・日課・年間予定ほか

	ブルーリボン	きらめき
(1)営業日	原則月曜日から金曜日	
(2)休日	原則土・日・祝日。その他8月13日～16日、12月29日～1月4日。	
(3) サービス提供時間	原則開所日の9時～17時 (火曜日は19時、木曜日は18時まで)	原則開所日の10時～18時
(4)日課	9:00～開所・喫茶営業 10:00～コーヒー染め・プログラム 17:00～閉所(火曜日は19:00、木曜日は18:00閉所)	10:00～開所・プログラム 14:00～夕食会準備(週2回) 16:45～夕食会(週2回) 18:00～閉所
(5)年間予定	防災訓練、障害者施設歯科健診、連絡会、各種プログラム、地域住民との交流会	

事業計画書

平成 30 年度 指定就労継続支援 B 型事業所 サフラン

1. 事業運営基本計画

- (1)利用者が望む地域生活を実現できるよう、それぞれのニーズに沿った支援を行う。
- (2)利用者が事業所内で継続して生産活動に取り組めるよう、環境を整える。
- (3)「人と人」「地域と事業所」のつながりの輪を広げることで事業の目的を周知し、地域のコミュニティづくりの拠点となることを目指す。

2. 支援目標

- (1)利用者の事業利用目的を把握し、就労継続支援 B 型計画に基づいて多様なサービスや生産活動を提供する。
- (2)利用者が安心して事業所内で働き続けることができるよう、一人ひとりの特性、意向に合わせて事業所の環境を整え、多種多様な生産活動を提供する。
- (3)就労のために必要な情報を提供し、希望があれば就労支援機関と速やかに連携する。また就職後、継続して就労できるよう利用者が相談や休息できる場を提供する。
- (4)利用者及び家族の相談に応じ、福祉医療サービス等他機関と連携することで、個人の意思、自主性が尊重された暮らしを地域で送れるよう支援する。
- (5)地域住民と利用者の交流の場をつくり、事業所の活動を知ってもらう機会とする。

3. 支援内容

- (1)一人ひとりの利用者から十分に話を聞き、ニーズを把握する。利用者のニーズを基に就労継続支援 B 型計画を作成し、計画に沿った支援を提供する。

- (2)生産活動(弁当の調理、販売及び配達、紙すき作業、バザー等事業所外活動)

利用者が自分の長所を見出し、また発揮していくことで、地域で自信と意欲をもって暮らしていけるよう支援する。工賃向上のため、利用者の能力や希望にあった新たな生産活動を開拓する。

弁当づくりは若い世代の利用者が、今後調理で重要な役割を担っていけるよう、調理スタッフと連携しながら技術向上への支援を行う。1日10食の食数アップをスローガンに掲げ、ポスティングなど定期的な作業を増やすとともに、売り上げ向上によって工賃が上がり、それぞれのやる気生まれるよう工夫を行う。

紙すき作業では、昨年度から製品化も進み、多くの作品を制作することができた。さまざまな場所での販売を目指す一方で、福祉の場だけではなくギャラリーなど芸術の場にも進出することで利用者が作家として活動できる機会を提供する。また利用者を講師とする紙すき工作教室を、地域に向けて開催する。

(3)生活支援

利用者が多様な福祉サービスを利用する中で、各機関との連絡連携もとれ、役割分担していけるようになった。望む生活を実現するために、サービスをうまく利用する人も出てきている。そのため、サフラン本来の支援である利用者の日中活動をより充実できるよう努めたい。また多様なサービスを受ける中で生じる隙間を埋めるような支援は、今後も継続する。

(4)就労支援

利用者が一般就労への希望を持った時に、気軽に関係機関とつながることができるよう、就労支援機関との交流や意見交換ができる機会を作る。また就労している利用者にはいつでも相談できる体制を整え、サフランを就労の場として利用する方には安心して働ける場を提供することで、それぞれの利用者にあった就労を応援していく。

(5)地域交流活動(青山台地区住民との交流、連絡会、サフラン総会の実施)

福祉事業所としての側面だけでなく、安心して食べることのできる弁当屋として青山台に根付いていく。利用者と地域とをつなぐ役割を期待して、地区福祉委員会との交流やボランティアの受け入れを積極的に行う。

(6)家族への支援

安心して家族の思いを語り合える場、情報交換の場として、定期的に家族茶話会を開催する。利用者家族だけでなく、広く語る場を必要としている精神障がい者家族の受け入れを行うことで、孤立を防ぎ必要な支援へとつながるよう努める。希望に応じて勉強会や催しを開催する。

(7)職員の資質向上のための取り組み

人権への意識や支援技術の向上を目指し、法人内外で実施される研修に積極的に参加し、伝達研修により他の職員に得た知識を周知する。事業所内では支援計画や日々の支援内容について学習会を行い、利用者への理解を深めて、より良いサービス提供に努める。

4. 年間予定

連絡会、家族茶話会、月1レク、防災学習会、食品衛生学習会、地区福祉委員との交流活動、バザー出店、第三者委員との懇談会、サフラン総会

事業計画書

平成30年度 地域活動支援センター シード

1. 事業運営基本計画

- (1)利用者の望む地域生活実現に向け、社会参加と自立促進の機会と場の提供に努める。
- (2)地域との結びつきを重視し、行政、福祉、医療関係者との連携を図り、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。

2. 事業内容

(1)ゆるやかに人と関わることのできる活動

- ・利用者が安心して参加できるプログラムや自立に向けたプログラム作りをすることで、福祉の入口としての機能を高める。
- ・利用者の希望を確認し、趣味などに繋がるプログラム活動の充実を図る。
- ・各種プログラム活動を通し、利用者同士が良好な関係作りができるように支援する。
- ・次のステップについても一緒に考える。

(2)グループワーク活動

- ・人との関わりが特に苦手な方やまだ自信がない方を対象にグループワークを実施し、一人ひとりの個性と状況に合わせた支援を行う。
- ・地域のニーズに応えるべく、定員枠を適宜増やしていく。
- ・利用者みんなで取り組める活動を通し、人とゆるやかに関わる機会を提供する。その中で人との距離感を養い、達成感を感じ生活に自信を取り戻すことを目指す。
- ・利用者の希望に合わせステップアップの場を作ることを行政、福祉、医療関係者と連携し進めていく。

(3)地域交流活動

地域住民の障がいに対する理解を深めるため、事業所内にとどまらず地域の活動に積極的に参加する。また創作活動プログラムの作品を発表する場を持つことで、利用者の意欲向上につなげる。

- ・市民の福祉に対する啓発の企画、協力
- ・ボランティア活動への参加、支援
- ・実習生、見学者の受け入れ
- ・地域のイベントやお祭り、手話教室への参加
- ・利用者による作品展とその準備会

(4)情報提供

利用者やその家族に必要な情報を以下の方法で提供する。また個別に声かけも行き周知に努める。

- ・機関紙「シード便り」発行(毎月)

- ・利用契約時の面談(1年に1回)
- ・施設内掲示板の活用(随時)

(5)日常生活相談

地域の相談窓口として、障がいを持つ人が抱える、さまざまな問題について相談に応じ、解決に向けた助言や支援を行う。必要に応じてより専門性の高い機関へつなぐ。

3. 営業日・休日・行事予定

(1)営業日：原則として、月・水・金曜日 10:00～18:00、火・木曜日 12:00～20:00

(2)休日：原則として土・日・祝日、その他 8月13日～16日および12月29日～1月4日

(3)行事予定

月間	フリースペース(月4回)・スペース開放(月4回) グループワークホワイト(月4回)・グループワークスタディ(月2回) らくちん会(月4回)、麻雀教室(月1回)・パソコンサロン(月4回) ヨガ教室(月2回)・調理(月1回)・おかし作り(月1回) 街かど探検隊(月1回)・ピンポン(月1回)・ランチdeシード(月1回) 絵手紙(月1回)・発送作業(月1回) ピアカウンセリング本人(月1回)・ピアカウンセリング家族(月1回) 資源回収(月1回) 偶数月：シード連絡会 奇数月：ボランティア交流会
年間	もちつき大会(2月予定)・シード作品展(4月、10月予定) シード報告会(6月予定)・流しそうめん大会(7月予定)・手話教室(5月・8月・11月・2月)・藤白台まつり夜店(8月予定)・防災訓練(7月、1月予定)
不定期	・お弁当づくり・パッチワーク・片付け&お茶会

事業計画書

平成30年度 相談支援事業 シード・トロイム

1. 事業運営基本計画

- (1)障がい者が地域社会の中で、その人らしく暮らせるよう関係機関と連携を図り相談支援を実施する。
- (2)地域において障がい者を支えるネットワーク拡充のため、関係機関との連携強化、社会資源の改善、開発を推進する。
- (3)障がいのある児童が、心身ともに健やかに育成されるよう支援する。
- (4)委託相談支援事業の果たす役割を明確にし、市民にとって必要な制度のあり方の提言を行っていく。

2. 事業内容

(1)吹田市障害者等相談支援事業(委託相談)

- ・地域の相談窓口として、障がいを持つ人が抱える、さまざまな問題について相談に応じ、解決に向けた助言や支援を行う。
- ・障がい種別や年齢を問わず、あらゆる相談に対応できるように他機関との連携を図る。
- ・障がい者の地域生活を支援する体制の整備・充実を図るため、吹田市地域自立支援協議会へ参画し、地域課題の確認と行政への提言を行う。
- ・特に、制度に繋がりにくい精神障がい者には専門性を持って支援し、全ての市民に対する「精神保健福祉の入り口」としての役割を果たす。

(2)指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業(サービス等利用計画作成)

- ・利用者やその家族から相談を受け、アセスメントを実施し、利用者が思い描く地域生活の実現に向けプランニング(サービス等利用計画の作成)を行う。
- ・居宅介護事業や介護給付・訓練等給付事業、教育機関などの利用が必要な場合は、利用申請や利用定着の支援を行う。
- ・相談の内容により、専門性の高い機関へつなげる。
- ・利用者の個性を把握し、障害福祉サービス事業者に対して「その人らしい暮らし」を支援できるように助言、調整を行う。

(3)指定一般相談支援事業(地域移行)

- ・障害者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している障がい者を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談及び支援を行う。

3. 計画相談支援拡充への取組み

- ・不足している計画相談支援の解消をすすめる。
- ・計画相談支援の契約総数を現在の70ケースから3割増にする。

- ・相談支援専門員を新たに2名配置する。
- ・相談支援専門員をサポートする体制を整える。

4. その他

(1)研修の実施

外部での研修と併せ、計画的に内部研修を実施し、職員全体のスキルをアップさせ、より良い相談支援体制を目指す。また法人の内外を問わず計画相談支援の質の向上を目指し、吹田市障がい児者計画相談支援事業所連絡会に参画する。他の委託相談事業所と一緒に、相談支援専門員のニーズに基づいた研修会等を開催する。

(2)相談受付時間・休日

- ・相談受付時間：月・水・金 10:00～18:00、火・木 12:00～20:00
- ・休日：土・日・祝日、その他、8月13日～8月16日および12月29日～1月4日

事業計画書

平成30年度 指定共同生活援助事業(介護サービス包括型) エスペランサ
(住居名 エスペランサ(住居1) よつば荘(住居2) ピオラのぞみ(住居3)
プレジールのぞみ(住居4) ピオラのぞみサテライト エスペランササテライト)

1. 事業運営基本計画

- (1)地域の一員として普通の生活を希望する利用者に、「住まい」としての役割を果たし、その人らしい生活を組み立てていく過程に関わることで、安心して生活できることを目的とした事業運営を目指す。
- (2)職員は関係機関との連携を深め、研修に積極的に参加し、障がい者の生活支援を学び、利用者の質の高い生活に資するよう努める。
- (3)関連する法律がさまざまに変化する中であっても、利用者の生活を守るため安定した運営を行う。

2. 支援目標

- (1)一人ひとりが個性や能力を十分に発揮して、主体的に生活できるよう、個々の生活目標に沿った適切な支援を行う。
- (2)利用者が日常生活を支障なく送れるよう、安全で快適な生活環境を整える。
- (3)利用者の生活状況を把握し、医療機関、関係機関と連携しながら、利用者の健康保持に努める。
- (4)利用者が単身での生活を希望する場合、円滑に移行できるよう支援する。また、単身生活移行後も安定した生活を送れるよう、今年度から新たに創設される自立生活援助を実施できるよう検討する。
- (5)災害時の対策については日頃から利用者とともに考え、より実践的な訓練等を行う。
- (6)利用者が近隣住民との関係を良好に保てるよう努める。

3. 支援内容

(1)共同生活援助計画の作成

利用者の意向を確認して共同生活援助計画を作成し、定期的な評価・見直しを行う。

(2)生活に関する支援

共有スペースの清掃、設備・器具の維持管理、食事提供を行う。栄養に関するアドバイス、調理、買い物など、家事全般への幅広い相談に応じる。

(3)相談支援

訪問による日々の相談、希望や状況に応じた通院時・入院時支援を行う。また日常生活に係るさまざまな情報の提供や、必要な社会資源とのコーディネートを行う。

(4)入居者ミーティング

利用者同士の円滑な関係性の維持や快適な生活環境を整えるため、入居者ミーティングを定期的開催する。希望があれば合同行事等にも取り組む。

(5)連絡会

活動方針や環境整備などについて意見を交換し、事業運営に活かしていくため、利用者や利用者家族、世話人、生活支援員、地域関係者などで構成される連絡会を定期的開催する。

(6)適切な支援体制の構築

職員間での連携を深め、法人内外での研修を通して支援の内容を検討し、職員全体の資質を向上させ、より良い支援体制を目指す。

(7)権利擁護

職員は適切な個人情報の取り扱いに努め、虐待事例などに学び、常に権利擁護についての意識を高める。利用者相互に持つ権利について一人ひとりが理解し、より良い関係を築いていけるよう支援する。

(8)地域との関係づくりと安全の確保

利用者が安心して生活できるよう、防災、防犯に努め、地域防災訓練、自治会活動等に積極的に参加する。また地域住民の理解を深めるための活動も行う。

(9)健康管理

職員は利用者の同意を得て、検査結果や診断内容を把握できるよう努める。生活上配慮すべきことがある場合には、主治医や関係機関と相談、連携しながら支援する。

4. 住居ごとの特色を生かして

エスペランサ(住居 1)では利用者の半数が高齢化し健康管理が最優先になってきているため、一般科病院や地域包括支援センターなどとも連携できるような支援体制を構築する。

よつば荘(住居 2)では、近隣住民の理解を進めるため今後も継続的な働きかけを行う。

ピオラのぞみ(住居 3)、および各サテライト住居においてはワンルームマンションを利用した個別性の高さや集団生活のバランスを活かし、相談を中心として利用者の希望する生活の形が構築できるよう支援する。

プレジールのぞみ(住居 4)は、体験中だった3名全員が正式利用になったため、それぞれの生活の確立と、お互いの関係づくり、ルール作りが、より円滑に進むよう支援する。

5. 年間行事予定

入居者ミーティング、家族連絡会…2か月に1回交互に行う 年12回(住居ごと)

防災訓練…年3回程度(独自訓練に加えマンション防災委員会、地区自治会、等と連携)

防災ミーティング、机上訓練…年2回以上(入居者ミーティング時)

レクリエーション、季節行事など…入居者ミーティングで決定、合同レクリエーションも希望により行う